

## 令和4年度 入園申込書 (1号/2号・3号)

兼教育保育給付認定申請書

那覇市長 宛

申込児童	刀ガナ 氏名	生年月日	平成 ・ 令和 年 月 日	申込区分	一般申込 ・ 転所申込
発達支援	発達相談、発達診断、小児慢性疾患、医療的ケア (ある・受ける予定がある・相談中) 受けたことがある → (那覇市こども発達支援センター・医療機関)		現在の保育状況	・保育施設に在籍 認可 ・ 認可外 (園名 ) ・一時預かりを利用中 (園名 ) ・家庭保育、その他	
希望先	入園希望日	入園を希望する施設 ※公立・公私連携認定こども園(天久・大道みらいこども園0~2歳クラスは除く)は第1希望のみ記入			
	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                     月1日入園希望                 </div>	第1希望	第2希望	第3希望	
		第4希望	第5希望	第6希望	
	きょうだい児が同時に入園申込を行う場合	<input type="checkbox"/> 申込中のきょうだいと、同月・同園で入所できない場合は、入園を希望しません。			
育休延長の可否	<input type="checkbox"/> 希望する施設に入園できない場合は、育休延長も許容できます。 ※優先度は下がります。				

裏面の注意事項・同意事項に同意の上、施設利用を申し込みます。

現住所	〒 -	入園希望月時点の住所(現住所と異なる場合) 〒 - R 年 月 日 転入予定 那覇市		
保護者(申請者兼署名)	氏名	続柄	生年月日	保育を必要とする事由
	刀ガナ	父・母	S・H 年 月 日	就労・妊娠出産・疾病・看護介護・就学・求職 育休( 年 月 日復帰予定)・その他( )
	令和3年1月1日の住所	那覇市内・那覇市外	都道府県	市区町村
	令和4年1月1日の住所	那覇市内・那覇市外	都道府県	市区町村
	電話番号	※上記那覇市外に該当の方は裏面に個人番号(マイナンバー)を記載してください。		
上記以外の保護者	氏名	続柄	生年月日	就労先・通学先
	刀ガナ	父・母	S・H 年 月 日	就労・妊娠出産・疾病・看護介護・就学・求職 育休( 年 月 日復帰予定)・その他( )
	令和3年1月1日の住所	那覇市内・那覇市外	都道府県	市区町村
	令和4年1月1日の住所	那覇市内・那覇市外	都道府県	市区町村
	電話番号	※上記那覇市外に該当の方は裏面に個人番号(マイナンバー)を記載してください。		
(申込児・世帯員保護者以外)	氏名	続柄	生年月日	就労先・通学先
	刀ガナ		S・H・R 年 月 日	
	刀ガナ		S・H・R 年 月 日	
	刀ガナ		S・H・R 年 月 日	
	電話番号	※上記那覇市外に該当の方は裏面に個人番号(マイナンバー)を記載してください。		
保育料算定	該当する項目にチェックをつけてください。			
	<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 在宅障がい者(児)がいる(同一生計に限る) → 該当者の氏名:			

----- 受付担当記入欄 (小学校隣接こども園受付) -----

●面談日程連絡 月 日以降 ●面談期限 月 日まで

くじ番号		キャンセル待ち
1回目	2回目	希望する 希望しない

※個人番号(マイナンバー)はこちらに記入

父	個人番号 (マイナンバー)																		
母	個人番号 (マイナンバー)																		

〈入園申込について〉

保育所等入所に関する注意事項

1	入園申込みのご案内（付属書類含む）は全て読み、理解したうえで、入所申込しているものとして扱います。
2	申込後に保護者の就労状況や家庭状況等に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。選考に影響するような変動があったり、申込内容が事実と異なると判明した場合は、入所内定や決定の取消、または退所となることがあります。また、緊急入所が必要な世帯が生じた場合は、それに応じて選考順位が入れ替わるため内定取消となることがあります。
3	申込受付締切日までに提出された書類によって選考を行います。締切後に提出された書類は、次回の選考に反映しません。書類不備の場合は審査の対象になりません。また、書類の改ざんが認められる場合は虚偽申請とみなし一切の入所調整を行いません。

〈入所内定について〉

4	入所内定は、決定通知（承諾通知）ではありません。入所内定後は、必ず児童面談を受けてください。所定の期日（おおむね入所内定月の前月の20日）までに施設で児童と一緒に面談を受けることが入所の条件となります。面談を受けない場合や、面談時に集団保育不可と判断された場合は内定取消となることがあります。
5	入所内定できなかった方へは、入所希望月のみ入所保留通知を送付します（入所希望月の前月上旬に発送）。入所希望月以降も有効期限内に限り引き続き選考を行いますが、保留通知送付や連絡はありません。
6	入所内定は辞退することが可能です。2回辞退したとき、または所定の期日（おおむね入所内定月の前月の15日）を過ぎて辞退した場合は、入所申込取消となり、選考継続を希望する場合は改めて入所申込が必要となります。
7	きょうだい児の申込みの場合、同時同園の入所となるように選考していきます。同時同園の入所ができない場合に限り、きょうだい別々で入所するよう選考していきます。
8	育児休業復帰予定として申し込んでいる方は、入所月の月末までに復職することが条件となります。復職後に就労証明書を出してください。復職せずに退職（または転職）したり、復職後に就労時間が減少した場合（育児短時間勤務を除く）、選考点が変わるため退所となることがあります。また、復職せずに育休を取り続けた場合は退所となります。
9	採用予定として申し込んでいる方は、入所月の月末までに就労開始することが条件となります。就労開始後に改めて就労証明書を提出してください。就労しなかった場合は選考点が変わるため退所となることがあります。
10	転所内定を辞退した場合、元の保育所等に戻ることはできません（転所により空いた枠に待機者が入所内定するため）。転所の必要がなくなった場合は必ず申込取り下げの連絡をしてください。
11	那覇市へ転入予定として申し込んでいる方は、入所内定月の前月24日までに那覇市へ転入できなかった場合は内定取消となります。
12	特別な支援を必要とする児童については、希望先の施設に職員配置を整えていただくように調整します。ただし、職員の配置や希望者数によって受け入れができないことがあります。

〈天久みらいこども園、大道みらいこども園へ入園または転園する0～2歳クラスの児童〉

13	こども園に隣接する小学校の校区外に在住する児童は2歳クラスまでの進級となります。3歳クラス以降も在園を希望する場合は、毎年度入園申込が必要です。★公立・公私連携認定こども園二次受付：令和3年11月24日～26日予定（定員に余裕のある場合のみ募集）＊小学校区内に在住する児童は、3歳クラスへ進級できます。＊小学校区は「入所申込みのご案内」の校区一覧（P.15～19）で確認してください。
----	--

同意事項

1	那覇市長は、子ども・子育て支援法第16条(第30条の3により準用される場合を含む)の規定に基づき、支給認定証の交付、入所調整、保育料の決定・徴収事務等のため、申請者及び同一世帯員の個人情報を次の方法により確認し提供を求めることがあります。 ①住民基本台帳の閲覧・複写 ②市民税課税台帳、課税資料等の閲覧・複写 ③児童扶養手当受給者台帳及び特別児童扶養手当受給者台帳の閲覧・複写 ④生活保護受給に関する情報、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報の閲覧・複写 ⑤保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼 ⑥世帯状況、課税状況等に関して、他市町村に対しての情報照会
2	那覇市長は、入所児童及び保護者又は扶養義務者の個人情報について、次の場合に限り関係機関等第三者へ情報提供することができることとします。 ①特に必要があると認められる場合に限り、教育・保育施設への次の個人情報の提供 1) 氏名、生年月日、連絡先などの入所申込書及び添付資料等に記載された個人情報 2) 保育料に関する情報 ②児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合 ③児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合 ④その他、市長が必要と認める場合
3	提供された個人番号(マイナンバー)について、子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する事務または児童福祉法に基づく保育の実施に関する事務に利用することがあります。(保育の実施に関する事務については、保育認定を受けた場合または希望する場合のみ利用します。)
4	個人番号(マイナンバー)の提供が困難な場合、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳より番号確認を行います。また、上記の方法で番号確認できない場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
5	利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要するため、審査結果は入所決定時に併せてお知らせします。
6	那覇市における教育・保育に係る主食費減免事業実施要綱において、主食費減免給付費の対象となった場合は、施設が主食費減免給付費を直接受領します。